

公民館，その他の社会教育施設の開館に向けた考え方について

令和2年9月15日改定
広島県教育委員会

【基本的な考え方】

公民館，その他の社会教育施設を開館するに当たっては，次のような対策に加え，必要に応じて，入場の制限等を講ずることにより，施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ1メートルを目安に）を確保するなどの徹底した感染防止対策を行うこと。その際には，対策責任者・担当者を決め，本対策を遂行すること。

公民館，その他の社会教育施設の中には，集会室，研修室，ホールなど「多目的ホール等」に類似した施設，フィットネスルーム，運動室など「体育館等のスポーツ施設」と同じような機能を有する施設等があることから，それらについては，それぞれの施設ごとに別途示される一定の条件による感染防止対策等を徹底すること。

この感染防止対策は，国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」を踏まえたものであり，レベル1においても継続すること（レベル2以上の段階で行う感染防止対策と明示されているものを除く。）。

なお，感染防止対策を実施するに当たっては，施設の状況や特性を踏まえた対応を行うことが必要であり，必ずしも以下の対策をそのままの形で実施することを求めるものではないが，この基本的な考え方の趣旨を踏まえ適切に対応すること。

（注） 下線はレベル2以上の段階で行う感染防止対策

1 感染源を絶つこと（入館時における注意事項）

＜利用者向け＞

- ・発熱や，軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調の悪い利用者については，入館を自粛するように掲示により注意喚起する。レベル2以上の段階では掲示に加え，窓口での声掛け，チラシの配布などにより対応する。（入館時に受付カウンターを経由しない施設については，レベル2以上の段階では，入口にスタッフを配置するなどにより，声掛け，チラシの配布などにより対応する。なお，スタッフの配置が難しい場合には，例えば，入口からの導線を工夫するなどにより，来館者が窓口等に立ち寄るようにした上で，声掛け等の対応を行うこと。）
- ・利用者にマスクの着用を求めるとともに，マスクの着用のない利用者については，入館を自粛するように掲示により注意喚起する。レベル2以上の段階では掲示に加え，窓口での声掛け，チラシの配布などにより対応する。

（入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより、声掛け、チラシの配布などにより対応する。なお、スタッフの配置が難しい場合には、例えば、入口からの導線を工夫するなどにより、来館者が窓口等に立ち寄るようにした上で、声掛け等の対応を行うこと。）

- ・施設の入口、出口に消毒用のアルコール等を配置する。
レベル2以上の段階では、多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）の付近にも消毒用のアルコール等を配置する。
- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」の「3 移動の自粛について（法第24条第9項）」を踏まえて、対応すること。

<職員向け>

- ・発熱や、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状があるなど体調が悪い場合は、自宅で休養させることを徹底する。
- ・職員はマスクを着用した上で、利用者から物品や金品を受領する場合においては、触れる箇所を最低限とする工夫（トレーの使用や手袋着用など）を行うとともに、こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

2 感染経路を絶つこと（館内における注意事項）

<利用者向け>

- ・施設内では咳エチケットや利用後の手洗いを促すよう掲示する、また、会話を控えめにすることや大声での会話の自粛を促すことについて、掲示する。

レベル2以上の段階では掲示に加え、窓口での声掛け、チラシの配布などにより対応する。

（入館時に受付カウンターを経由しない施設については、レベル2以上の段階では、入口にスタッフを配置するなどにより、声掛け、チラシの配布などにより対応する。なお、スタッフの配置が難しい場合には、例えば、入口からの導線を工夫するなどにより、来館者が窓口等に立ち寄るようにした上で、声掛け等の対応を行うこと。）

<施設向け>

- ・チケット売り場や受付カウンターなど、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・多くの利用者等が手を触れる箇所（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、

電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前、始業後に、丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

レベル2以上の段階では、始業前、午前中1回、午後1回、終業後の少なくとも4回は丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

- ・レベル2以上の段階では、机・椅子、マイク等貸し出した物品については、その都度、消毒を実施すること。

- ・青少年教育施設は、レベル2以上の段階では、日帰り利用のみとし、宿泊・入浴は実施しない。

宿泊については、布団を敷く際に、隣と十分な距離（できるだけ1メートルを目安に）を確保すること。また、部屋は窓を開けるなどして常に換気を行うことを基本とする。窓を開けることが困難な場合は、空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど、室内空気の滞留を避ける。入浴については、時間帯を分けるなど、同じ時間での利用人数を減らし、密集を避けること。

食堂については、利用時間帯を分けるなど、同じ時間での利用人数を減らし、密集を避けるとともに、大皿などでの食事の取り分けは避け、個別配膳などでの利用とする。また、全員が同一方向を向いて食事する、会話を控えるなどの対応をとること。

- ・図書室については、レベル2以上の段階では、図書の貸出のみとし、閲覧スペースにおける着座による読書や調べ学習を行わない等、来館者の施設内での滞在が短時間となる利用に限る。

- ・トイレでは感染リスクが比較的高いと考えられるため、不特定多数が接触する場所は、始業前、始業後に丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。また、ハンドドライヤーは使用しない。

- ・休憩スペースは、感染リスクが比較的高いと考えられるため、一度に休憩する人数を減らし対面で食事や会話をしないようにする。また、換気に留意し、始業前、始業後に丁寧にアルコール又は水拭き清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

- ・鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

3 集団感染のリスクへの対応（濃厚接触の回避，3密の回避）

- ・チケット売り場，入退出時（入退出時の行列を含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ1メートルを目安に）を確保する。
- ・通路（廊下，階段）を一方通行とし，対面とならない環境をつくる。（施設の構造上対応できない場合を除く。）
- ・施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ1メートルを目安に）を確保することとし，確保できない場合は利用の制限等を行うこと。特に子供が多く集まることが想定される場合は厳格に行うこと。
- ・入場制限等の実施に伴い待機列が発生した場合でも，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ1メートルを目安に）を確保することとし，確保できない場合は待機列が発生しない工夫（利用時間の制限，整理券の発行等）を検討すること。
- ・人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ1メートルを目安に）を確保することができない場合には入場制限や利用時間制限の可能性のあることを施設のホームページや掲示において周知すること。
- ・来館者が集まりそうな場所を特定し，分散させるための工夫（案内役のスタッフの配置など）を講じること。
- ・固定座席等の施設・設備においては，人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ1メートルを目安に）が確保できるよう，席配置等を行う。
- ・利用者が通行する部屋や廊下に1メートル間隔で目印テープを貼付するなど対人距離を可視化する。
- ・屋内施設については，1時間に1回は窓を開けるなど換気を行い，密閉空間にしない。
可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
- ・窓がない部屋については，空調機器を稼働（外気導入運転なども含む。）させるなど，室内空気の滞留を避ける。

4 その他

上記の3つの対応のほか、それぞれの施設の特性やイベント等の状況に応じて、感染防止に必要な措置を実施

(イベント開催の制限)

- ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について」の「4 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請（法第24条第9項）（1） イベントの開催条件」を踏まえて対応すること。
また、イベント参加者の連絡先などを把握するとともに、スマホの接触確認アプリや「広島コロナお知らせQR」を積極的に活用すること。

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」～「新しい生活様式」の実践例～
(2020年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- ・多目的ホール等の開館に向けた考え方について
- ・スポーツ施設の営業再開に向けた感染予防策について

- ・新しい働き方様式
レベル1においても新しい働き方様式を参考にすること。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/new-workstyle/>
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について
(令和2年5月15日制定)
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-level-change.html>